

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年12月まで

私は、姉から国民年金に加入していないことを指摘されて、A市役所で相談したところ、保険料を25年間納付しなければ年金を受け取れないが、過去の国民年金保険料を遡って納付することができると言われたことから、納付可能とされた昭和49年7月以降の保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、52年12月16日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、当該期間直後の保険料を過年度納付していることが特殊台帳により確認できることなど、当該期間については、保険料を納付していたとしても不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和49年7月から50年9月までの期間については、申立人は、遡って納付した保険料額の記憶が明確ではないこと、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、自身が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に当該期間の始期が記載されていると主張しているところ、同日が申立人の資格取得日とされた理由は不明であるが、当該日は保険料納付が始まった日を表すものではないこと、

当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、19万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年9月1日まで

私がA社に勤務していた当時の同僚の年金記録が訂正されたとの連絡を年金事務所から受けたので、自身の年金記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されていることが判明した。

A社からは、給与を引き下げる旨の説明は無く、給与が19万円から9万8,000円に下がったことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間の一部を含む平成8年4月から同年9月までの期間については、当初、申立人が主張する19万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、同年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、同年10月1日の定時決定においても9万8,000円となっていることが確認できる上、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していた申立人以外の19人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び定時決定により、それぞれ9万8,000円ないし30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年10月31日より後の同年11月1日付けで、7年9月から8年8月までの期間については9万8,000円に遡って引き下げられ、8年9月については19万円に遡って引き上げられていることが確認でき、上記19人のうち17人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び遡って16万円ないし59万円に引上げが行われていることが

確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「申立期間当時、当社は社会保険料を滞納していた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、標準報酬月額が減額訂正は、事実即したものと考えることは難しく、遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、16万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書の支給額に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることが分かった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を、支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間の一部を含む平成8年4月から同年9月までの期間については、当初、申立人が主張する16万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、同年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、同年10月1日の定時決定においても9万8,000円となっていることが確認できる上、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していた申立人以外の19人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び定時決定により、それぞれ9万8,000円ないし30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年10月31日より後の同年11月1日付けで、7年9月から8年8月までの期間については9万8,000円に遡って引き下げられ、8年9月については16万円に遡って引き上げられていることが確認でき、上記19人のうち17人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び遡って17万円ないし59万円に引上げが行われていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「申立期間当時、当社は社会保険料を滞納していた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、標準報酬月額の特減訂正は、事実を即したものと考えるのが難しく、遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から53年12月まで

私は、申立期間当時、仕事により多忙で、家庭のことは元妻に任せていたが、これほどの長期間にわたり、厚生年金保険にも国民年金にも加入していなかったということはないと思う。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする元妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和55年3月31日を資格取得日として、A市に転居した同年4月に元妻と連番で払い出されたことが国民年金受付処理簿で確認でき、同年3月から同年6月までの保険料が元妻と同様に納付済みとなっており、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年3月まで

私の夫は、結婚後から私の国民年金保険料を自身の分と一緒に自治会の集金人に納付してくれていた。

夫の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して間もない時期から、夫が自身の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、加入手続についての記憶は明確ではなく、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年7月31日に払い出されたことが手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、当該手帳及び申立人が所持する国民年金手帳保管証には、資格取得日が申立期間後の昭和46年4月1日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、ほかに手帳を所持していたことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額と毎月の給与支給額が異なっていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書を提出するので、「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」に記入した給与支給額に見合った金額となるよう、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人が所持する昭和 54 年 7 月から 62 年 12 月までの給与明細書（昭和 56 年 10 月から同年 11 月までの期間、57 年 12 月、60 年 1 月、同年 7 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月を除く）に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料控除額と比べ、同額又は低額であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料が保管されていないため、申立期間当時の保険料控除額や届出については不明である。」と回答している。

さらに、A社は、B厚生年金基金に加入しているところ、同基金が保管する「年金額・一時金額計算書」における申立人の申立期間における標準報酬月額

と、オンライン記録上の標準報酬月額及び申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額は、いずれも一致している。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、給与支給額を基にした標準報酬月額は、原則として年に一度見直されるものであり、毎月の給与支給額の増減に合わせて見直すものではないことから、給与支給額と標準報酬月額は必ずしも一致するものではない。

新潟厚生年金 事案 1618 (事案 1278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 22 年 5 月 15 日まで

年金記録確認第三者委員会に対し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。その後、私の父は、A事業所B配給所の所長をしていたがA事業所C出張所において、昭和19年6月1日から厚生年金保険に加入していたことが分かった。私は、申立期間当時、家業の仕事をしており、当時の同僚には父と同一事業所において、厚生年金保険の加入記録がある。父が、一緒に勤務していた同僚を厚生年金保険に加入させ、私を加入させていなかったとは考えにくい。

再調査の上、申立期間の全ての期間又は元同僚がA事業所C出張所において厚生年金保険に加入した昭和21年6月1日以降の期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「実家であるA事業所B配給所に勤務していたことは当時の同僚も証言している。」と申し立てているが、オンライン記録から、「A事業所B配給所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、A事業所C出張所の同僚は、「申立人の実家がA事業所C出張所の配給所となっており、申立人が、実家で家業を手伝っていたことは記憶しているが、職員であったかどうかは分からない。」と証言していること、申立人が「A事業所B配給所」の事業主であったとするその父は既に亡くなっている上、A事業所の事業を継承したD社は、「申立人に係る当時の資料は、その資格取得年月日欄に『二二. 五. 一五』と記載されている被保険者一覧だけであり、それ以外の資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等

について確認することができないこと、ii) 年金事務所が保管するA事業所C出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは申立人の氏名は確認できず、その父については、昭和19年6月1日から25年9月21日までの期間、上記同僚については、21年6月1日から23年1月31日までの期間、それぞれ当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できること、年金事務所が保管するE事業所C支所(昭和23年2月20日にA事業所C出張所から名称変更)に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日(22年5月15日)及び喪失日(25年9月21日)が確認できる上、上述のとおりD社が保管する被保険者一覧には、申立人の資格取得年月日欄に「二二. 五. 一五」と記載されており、当該被保険者名簿と取得日が一致していることが確認できることから、申立人のA事業所C出張所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、22年5月15日であると推認でき、かつ、当該取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「父親には、自身が所長をしていたA事業所C出張所において、厚生年金保険の加入記録があり、私は、申立期間当時、家業の仕事をしていた。一緒に働いていた元同僚にも厚生年金保険の加入記録があるのに、父親が息子である私を加入させなかったとは考えにくい。」と主張し、申立てに係る事業所をA事業所C出張所に変更し、再申立てを行っている。

しかしながら、平成23年2月15日付けの当委員会の通知は、上記のとおり、申立人の父親が昭和19年6月1日から25年9月21日までの期間、A事業所C出張所において厚生年金保険に加入していたことを踏まえたものであること、元同僚は、「申立人が実家で家業を手伝っていたことは記憶しているが、職員であったかどうかは分からない。」と証言しており、申立人が本再申立てにおいて氏名を挙げている別の元同僚は、「申立人と一緒に仕事をしていたが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。申立人の申立期間当時、私も厚生年金保険の加入期間とはなっていない。」と証言していること、D社は、申立人に係る申立期間当時の資料を保管していないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができず、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。